

三年正月、畿内の國司を置れ、又凡郡の大中小、その郡司の太領、少領、主政、主帳等の官を定められしよりして、古の縣主等の制改りて、これより後代々の令式、皆此時の記によられし所なり、其初縣をアガタといひしは分也、其國內の地を分て、縣となすを云ふなり、後に郡をコホリといひしは韓國の言に出しなり、即今も朝鮮の俗、郡をも縣をも并にコホルといふは、即コホリの轉語なり、或説に云ふ如ホリとは、小割なりと云ふ古語にかかる義あるべしとも思はれま。

〔倭訓采前編九〕古 こほり○中 天平中に諸國造郡之圖奉ると見ゆ、郡縣をよめるは拾遺集物名古本催馬樂にみゆ、小治の義なるべし、一説に今朝鮮語にこほるといへば、もと韓語成べしとい

へり、韓地に熊備己富里ある事、日本紀に見えたり、成務紀に國郡縣邑と書れど、縣は郡の古名也、されば類聚國史の國造の條に延喜の詔に、昔難波朝廷始置諸郡と見ゆ、上野國多胡郡の碑、今池村に現在す、郡を建たる事を記す、古々すべてかゝる事なりしや、略○中 一郡に一村なるは遠州磐田郡見附の宿是也、日本紀に背評をへこほりとよめり、今氏姓にもしかいへり、續日本紀に、本國日高評人、内宮儀式帳に難波朝廷天下立評給時と見えたり、郡を評といふは、新羅の俗稱なるよし梁史に見えたり、

〔日本國郡沿革考總說〕按上古國郡之制、不可以後世之法度律之。略○中 或以郡爲縣、以里屬之、而里又通作邑、或村。古事記所謂末羅縣玉島里、崇神紀所謂茅渟縣陶邑、景行紀所謂八代縣豐村是也。或稱國縣、或稱國郡、或邑里併稱、極不得其條理、當時之制度於今雖不能知其詳、蓋由上古簡朴之風、無一定之制、或史官追書失其實也、強爲之説者、遂屬附會而已矣。

〔古京遺文〕妙心寺鐘

戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評。造春米連廣國鑄鐘。

戊戌文武天皇二年也。略○中 糟屋筑前國郡名略 註評造猶云郡領、古時郡縣用評字、大神宮儀式帳